（様式６）

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（不利益処分関係）

			資料番号	３－１	担当課	畜産課
法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	２４－１	不利益処分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令	

○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律

制定　　昭和二八年　四月十一日法律第三五号
最終改正　令和　五年　五月二六日法律第三六号

（廃棄等の命令）

第二十四条　製造業者、輸入業者又は販売業者が次に掲げる飼料又は飼料添加物を販売した場合又は販売の用に供するために保管している場合において、当該飼料の使用又は当該飼料添加物を含む飼料の使用が原因となつて、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止するため特に必要があると認めるときは、必要な限度において、農林水産大臣は、当該製造業者又は輸入業者に対し、都道府県知事は、当該販売業者に対し、当該飼料又は当該飼料添加物の廃棄又は回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一　第四条第二号から第四号までに規定する飼料又は飼料添加物

二　特定飼料等で、当該特定飼料等又はその容器若しくは包装に第五条第一項本文、第十六条第一項又は第二十一条第二項の表示が付されていないもの

三　前条の規定による禁止に係る飼料又は飼料添加物

２　販売業者が前項各号に掲げる飼料又は飼料添加物を販売した場合又は販売の用に供するために保管している場合において、有害畜産物が生産されることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、農林水産大臣は、必要な限度において、当該販売業者に対し、同項の措置をとるべきことを命ずることができる。

（基準及び規格）

第三条　農林水産大臣は、飼料の使用又は飼料添加物を含む飼料の使用が原因となつて、有害畜産物（家畜等の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康をそこなうおそれがあるものをいう。以下同じ。）が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物（家畜等に係る生産物をいう。以下同じ。）の生産が阻害されることを防止する見地から、農林水産省令で、飼料若しくは飼料添加物の製造、使用若しくは保存の方法若しくは表示につき基準を定め、又は飼料若しくは飼料添加物の成分につき規格を定めることができる。

２　農林水産大臣は、前項の規定により基準又は規格を設定し、改正し、又は廃止しようとするときは、農業資材審議会の意見を聴かなければならない。

３　第一項の基準又は規格については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改正がなされなければならない。

（製造等の禁止）

第四条　前条第一項の規定により基準又は規格が定められたときは、何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一　当該基準に合わない方法により、飼料又は飼料添加物を販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与及びこれに準ずるものとして農林水産省令で定める授与を含む。以下同じ。）の用に供するために製造し、若しくは保存し、又は使用すること。

二　当該基準に合わない方法により製造され、又は保存された飼料又は飼料添加物を販売し、又は販売の用に供するために輸入すること。

三　当該基準に合う表示がない飼料又は飼料添加物を販売すること。

四　当該規格に合わない飼料又は飼料添加物を販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、又は使用すること。

（検定及び表示）

第五条　第三条第一項の規定により規格が定められた飼料又は飼料添加物で、その飼料の使用又はその飼料添加物を含む飼料の使用が原因となつて、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されるおそれが特に多いと認められるものとして政令で定めるもの（以下「特定飼料等」という。）は、独立行政法人肥飼料検査所（以下「検査所」という。）が農林水産省令で定める方法により行う検定を受け、当該特定飼料等又はその容器若しくは包装に、これに合格したことを示す特別な表示が付されているものでなければ、販売してはならない。ただし、次に掲げる特定飼料等については、この限りでない。

（様式６）

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（不利益処分関係）

			資料番号	３－２	担当課	畜産課	
法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	２４－１	不利益処分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令		

一　第七条第一項の登録を受けた特定飼料等製造業者（特定飼料等の製造を業とする者をいう。以下同じ。）が製造した特定飼料等であつて、第十六条第一項の表示が付されているもの

二　第二十一条第一項の登録を受けた外国特定飼料等製造業者（外国において本邦に輸出される特定飼料等の製造を業とする者をいう。以下同じ。）が製造した特定飼料等であつて、同条第二項の表示が付されているもの

２　前項本文の表示の様式及び表示の方法について必要な事項は、農林水産省令で定める。

３　第三条第二項の規定は、第一項の政令の制定、改正又は廃止の立案について準用する。

（特定飼料等製造業者の登録）

第七条　特定飼料等製造業者は、農林水産省令で定める特定飼料等の種類に従い、その事業場ごとに、農林水産大臣の登録を受けることができる。

２　前項の登録を受けようとする特定飼料等製造業者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一　氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　特定飼料等の種類

三　当該特定飼料等を製造する事業場の名称及び所在地

四　当該特定飼料等の製造のための設備であつて農林水産省令で定めるもの（以下「特定飼料等製造設備」という。）の名称、性能及び数

五　当該特定飼料等の検査のための設備であつて農林水産省令で定めるもの（以下「特定飼料等検査設備」という。）の名称、性能及び数

六　当該特定飼料等の製造管理及び品質管理の方法並びに検査のための組織に関する事項であつて農林水産省令で定めるもの

３　前項の申請書には、当該特定飼料等の検査を行う方法を定める規程（以下「特定飼料等検査規程」という。）、事業場の図面その他の農林水産省令で定める書類を添付しなければならない。

４　第二項の規定により申請をした特定飼料等製造業者は、当該事業場における特定飼料等製造設備、特定飼料等検査設備、製造管理及び品質管理の方法並びに検査のための組織並びに第九条第五号の検査の方法について、農林水産大臣が行う検査を受けなければならない。ただし、同項の申請書に第十条第二項の書面を添えたときは、この限りでない。

（登録特定飼料等製造業者の付する表示）

第十六条　登録特定飼料等製造業者は、当該登録に係る特定飼料等を製造したときは、当該特定飼料等又はその容器若しくは包装に、当該特定飼料等が登録特定飼料等製造業者が製造をした特定飼料等であることを示す特別な表示を付することができる。

２　第五条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（外国特定飼料等製造業者の登録等）

第二十一条　外国特定飼料等製造業者は、第七条第一項の農林水産省令で定める特定飼料等の種類に従い、その事業場ごとに、農林水産大臣の登録を受けることができる。

２　前項の登録を受けた外国特定飼料等製造業者（以下「登録外国特定飼料等製造業者」という。）は、当該登録に係る特定飼料等を製造したときは、当該特定飼料等又はその容器若しくは包装に、当該特定飼料等が登録外国特定飼料等製造業者が製造をした特定飼料等であることを示す特別な表示を付することができる。

３　第七条第二項から第四項まで、第八条から第十二条まで、第十五条、第十九条及び前条の規定は第一項の登録に、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条、第十六条第二項並びに第十七条の規定は登録外国特定飼料等製造業者に準用する。この場合において、第六条第二項中「何人も」とあるのは「登録外国特定飼料等製造業者は」と、「飼料若しくは飼料添加物」とあるのは「本邦に輸出される飼料若しくは飼料添加物」と、同条第三項中「飼料又は飼料添加物」とあるのは「本邦に輸出される飼料又は飼料添加物」と、第七条第二項中「前項」とあり、第八条及び第十三条第三項中「前条第一項」とあり、並びに第九条、第十条第一項、第十一条第一項及び第十三条第三項中「第七条第一項」とあるのは「第二十一条第一項」と、第十二条中「第七条第一項の登録を受けた特定飼料等製造業者（以下「登録特定飼料等製造業者」という。）」とあるのは「登録外国特定飼料等製造業者」と、同条、第十三条第五項及び前条中「特定飼料等製造業者登録簿」とあるのは「外国特定飼料等製造業者登録簿」と、第十六条第二項中「前項」とあるのは「第二十一条第二項」と、第十七条中「命ずる」とあるのは「請求する」と読み替えるものとする。

（有害な物質を含む飼料等の製造等の禁止）

第二十三条　農林水産大臣は、次に掲げる飼料の使用又は第一号若しくは第二号に掲げる飼料添加物を含む飼料の使用が原因となつて、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止するため必要があると認めるときは、農業資材審議会の意見を聴いて、製造業者、輸入業者若しくは販売業者に対し、当該飼料若しくは当該飼料添加物の製造、輸入若しくは販売を禁止し、又は飼料の使用者に対し、当該飼料の使用を禁止することができる。

一　有害な物質を含み、又はその疑いがある飼料又は飼料添加物

二　病原微生物により汚染され、又はその疑いがある飼料又は飼料添加物

三　使用の経験が少ないため、有害でない旨の確証がないと認められる飼料

（様式６）

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（不利益処分関係）

		資料番号	３－３	担当課	畜産課
法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	２４－１	不利益処分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令

○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令

制定　　昭和五一年　七月十六日政令第一九八号
最終改正　令和　六年　九月二六日政令第三〇六号

（特定飼料等）

第二条　法第五条第一項の政令で定める飼料及び飼料添加物は、次に掲げるとおりとする。

一　落花生油かす（農林水産大臣が指定する地域において生産された落花生を原料とするものに限る。以下同じ。）

二　抗菌性物質製剤（化学的に合成された抗菌性物質の製剤で農林水産大臣が指定するものを除く。別表において同じ。）

○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則

制定　　昭和五一年　七月二四日　　農林省令第三六号
最終改正　令和　七年　三月二四日農林水産省令第一〇号

（検定の方法）

第八条　法第五条第一項の農林水産省令で定める検定の方法は、次に掲げるとおりとする。

一　特定飼料の検定は、ロットごとに、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）別表第１の２の（１）に定める試験を実施して行うこと。

二　特定添加物の検定は、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令 別表第２の１、６、７及び８に定めるところにより、性状についての試験、確認試験及び力価試験を実施して行うこと。

○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令

制定　　昭和五一年　七月二四日　　農林省令第三五号
最終改正　令和　八年　一月　六日農林水産省令第　一号

第一条　飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項に規定する飼料の成分規格並びに製造等の方法及び表示の基準については、別表第一に定めるところによる。

第二条　法第三条第一項に規定する飼料添加物の成分規格並びに製造等の方法及び表示の基準については、別表第二に定めるところによる。

別表第１　（第１条関係）

１　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準

（１）　飼料一般の成分規格

ア　飼料は、抗菌性物質（飼料添加物として指定されたものを除く。）を含んではならない。

イ　次の表の対象飼料の欄に掲げる飼料及びうずら（産卵中のものは除く。）を対象とする飼料以外の飼料は、同表に掲げる飼料添加物を含んではならない。

ウ　次の表に掲げる対象飼料が含むことができる飼料添加物の量は、同表に掲げるとおりとする。

対象飼料		鶏（ブロイラーを除く。）用	ブロイラー用		豚用		牛用		
飼料添加物名	単位	幼すう用 中すう用	前期用	後期用	ほ乳期用	子豚期用	ほ乳期用	幼齢期用	肥育期用
亜鉛バシトラシン	万単位	16.8 から 168	16.8 から 168	16.8 から 168	42 から 420	16.8 から 168	42 から 420	16.8 から 168	
アビラマイシン	g力価	2.5 から 10	2.5 から 10	2.5 から 10	10 から 40	5 から 40			

（様式６）

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（不利益処分関係）

		資料番号	３－４	担当課	畜産課
法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	２４－１	不利益処分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令

エンラマイシン	g力価	1から10	1から10	1から10	2.5から20	2.5から20			
サリノマイシンナトリウム	g力価	50	50	50				15	15
センデュラマイシンナトリウム	g力価	25	25	25					
ナラシン	g力価	80	80	80					
ノシヘプタイド	g力価	2.5から10	2.5から10	2.5から10	2.5から20	2.5から20			

ビコザマイシン	g力価	5から20	5から20	5から20	5から20	5から20			
フラボフォスフォリポール	g力価	1から5	1から5	1から5	2から10	2.5から5			
モネンシンナトリウム	g力価	80	80	80			30	30	30
ラサロシドナトリウム	g力価	75	75	75					33

（様式６）

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（不利益処分関係）

		資料番号	３－５	担当課	畜産課
法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	２４－１	不利益処分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令

アンプロリウム・エトパベート	g	アンプロリウム40から250	40から250	40から250					
		エトパベート2.56から16	2.56から16	2.56から16					
アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン	g	アンプロリウム100	100	100					
		エトパベート5	5	5					
		スルファキノキサリン60	60	60					
クエン酸モランテル	g				30	30			

ナイカルバジン	g		100						
ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム	g	40	40	40					

（様式６）

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（不利益処分関係）

資料番号	３－６	担当課	畜産課

法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	２４－１	不利益処分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令

１　対象飼料とは、次のものをいう。

鶏（ブロイラーを除く。）用	幼すう用	ふ化後おおむね４週間以内の鶏用飼料
	中すう用	ふ化後おおむね４週間を超え１０週間以内の鶏用飼料
ブロイラー用	前期用	ふ化後おおむね３週間以内のブロイラー用飼料
	後期用	ふ化後おおむね３週間を超え食用として屠殺する前７日までのブロイラー用飼料
豚用	ほ乳期用	体重がおおむね３０ｋｇ以内の豚用飼料
	子豚期用	体重がおおむね３０ｋｇを超え７０ｋｇ以内の豚（種豚育成中のものを除く。）用飼料
牛用	ほ乳期用	生後おおむね３月以内の牛用飼料
	幼齢期用	生後おおむね３月を超え６月以内の牛用飼料
	肥育期用	生後おおむね６月を超えた肥育牛（搾乳中のものを除く。）用飼料

２　対象飼料が含むことができる飼料添加物の量は、飼料１トン当たりの有効成分量である。

エ　ギ酸（ギ酸カルシウム及び二ギ酸カリウム中に含まれるものを除く。）の飼料（飼料を製造するための原料又は材料を除く。）中の含有量は、ギ酸として０．５％以下でなければならない。

オ　プロピオン酸、プロピオン酸カルシウム及びプロピオン酸ナトリウムの飼料中の含有量は、サイレージ（牧草等（乾燥して水分含量を低下させたものを含む。）をサイロ又は適当な容器に詰め、乳酸発酵させて調製する飼料をいう。）にあつては、プロピオン酸として１．０％以下、それ以外の飼料（飼料を製造するための原料又は材料を除く。）にあつては、プロピオン酸として０．３％以下でなければならない。

カ　エトキシキン、ジブチルヒドロキシトルエン及びブチルヒドロキシアニソールの飼料（飼料を製造するための原料又は材料を除く。）中の含有量は、それぞれの有効成分の合計量で飼料１トン当たり１５０ｇ以下でなければならない。

キ

（ア）　魚類及び甲殻類を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料は、飼料添加物であるアスタキサンチンを含んではならない。

（イ）　飼料添加物であるアスタキサンチンの飼料（飼料を製造するための原料又は材料を除く。）中の含有量は、魚類を対象とする飼料にあつては飼料１トン当たり１００ｇ以下、甲殻類を対象とする飼料にあつては飼料１トン当たり２００ｇ以下でなければならない。

ク　フマル酸の飼料（飼料を製造するための原料又は材料を除く。）中の含有量は、フマル酸として２．０％以下でなければならない。

ケ

（ア）　鶏を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料は、飼料添加物であるβ―アポ―８′―カロチン酸エチルエステルを含んではならない。

（イ）　飼料添加物であるβ―アポ―８′―カロチン酸エチルエステルの飼料（飼料を製造するための原料又は材料を除く。）中の含有量は、飼料１トン当たり８０ｇ以下でなければならない。

コ

（ア）　鶏、さけ科魚類及び甲殻類を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料は、飼料添加物であるカンタキサンチンを含んではならない。

（イ）　飼料添加物であるカンタキサンチンの飼料（飼料を製造するための原料又は材料を除く。）中の含有量は、鶏を対象とする飼料にあつては飼料１トン当たり８ｇ以下、さけ科魚類及び甲殻類を対象とする飼料にあつては飼料１トン当たり８０ｇ以下でなければならない。

（様式６）

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（不利益処分関係）

資料番号	３－７	担当課	畜産課

法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	２４－１	不利益処分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令

サ　グルコン酸ナトリウムの飼料（飼料を製造するための原料又は材料を除く。）中の含有量は、１．０％以下でなければならない。

シ　組換えＤＮＡ技術（組換えＤＮＡ（酵素等を用いて行うＤＮＡの切断及び再結合の操作により作製されるＤＮＡをいう。以下同じ。）を生細胞に移入し、これを増殖させる技術をいい、次に掲げるものを除く。以下同じ。）によつて得られた生物を含む飼料を製造する場合は、当該飼料は、その安全性につき、農林水産大臣の定めるところにより、農林水産大臣の確認を受けたものでなければならない。ただし、当該飼料が安全性の確保に支障がないものとして農林水産大臣が定める基準に適合する場合は、この限りでない。

（ア）　生細胞に移入された組換えＤＮＡが当該生細胞と同一の分類学上の種に属する微生物のＤＮＡのみからなるようにする技術

（イ）　組換えＤＮＡが移入された生細胞の遺伝子の構成が自然界に存在する微生物の遺伝子の構成と同等となるようにする技術

ス　組換えＤＮＡ技術によつて得られた生物を利用して飼料を製造する場合は、当該飼料は、その安全性につき、農林水産大臣の定めるところにより、農林水産大臣の確認を受けたものでなければならない。

セ　次の表の第１欄に掲げる農薬（農薬取締法（昭和２３年法律第８２号）第２条第１項に規定する農薬をいう。以下同じ。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。）は、同表の第２欄に掲げる飼料の原料にそれぞれ同表の第３欄に定める量を超えて含まれてはならない。

第１欄	第２欄	第３欄
γ―ＢＨＣ	牧草	0.4 mg／kg
２，４―ジクロロフェノキシ酢酸	えん麦	2 mg／kg
	大麦	2 mg／kg
	小麦	2 mg／kg
	とうもろこし	0.05 mg／kg
	マイロ	2 mg／kg
	ライ麦	2 mg／kg
	牧草	400 mg／kg
ＢＨＣ（α―ＢＨＣ、β―ＢＨＣ、γ―ＢＨＣ及びδ―ＢＨＣの総和をいう。）	牧草	0.02 mg／kg
ＤＤＴ（ＤＤＤ及びＤＤＥを含む。）	牧草	0.1 mg／kg
アセフェート	とうもろこし	0.5 mg／kg
	牧草	3 mg／kg
アトラジン	えん麦	0.02 mg／kg
	大麦	0.02 mg／kg
	小麦	0.3 mg／kg
	とうもろこし	0.2 mg／kg
	マイロ	0.02 mg／kg
	ライ麦	0.02 mg／kg
	牧草	15 mg／kg
アラクロール	えん麦	0.1 mg／kg
	とうもろこし	0.02 mg／kg
	マイロ	0.05 mg／kg
	牧草	0.05 mg／kg
アルジカルブ	えん麦	0.2 mg／kg
	大麦	0.02 mg／kg
	小麦	0.02 mg／kg
	とうもろこし	0.05 mg／kg
	マイロ	0.2 mg／kg
	牧草	1 mg／kg
アルドリン及びディルドリン（総和をいう。）	牧草	0.02 mg／kg
イソフェンホス	とうもろこし	0.02 mg／kg

（様式６）

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（不利益処分関係）

資料番号	３－８	担当課	畜産課

法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	２４－１	不利益処分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令

イマザピック	小麦	0.05 mg／kg
	大豆	0.5 mg／kg
	大豆油かす	0.5 mg／kg
	とうもろこし	0.01 mg／kg
	牧草	3 mg／kg
イマザピル	大麦	0.7 mg／kg
	小麦	0.05 mg／kg
	大豆	5 mg／kg
	大豆油かす	7 mg／kg
	とうもろこし	0.05 mg／kg
	牧草	30 mg／kg
イミダクロプリド	えん麦	0.04 mg／kg
	大麦	0.04 mg／kg
	小麦	0.2 mg／kg
	とうもろこし	0.05 mg／kg
	マイロ	0.04 mg／kg
	ライ麦	0.04 mg／kg
	牧草	0.5 mg／kg
エチオン	牧草	20 mg／kg
エンドリン	牧草	0.01 mg／kg
カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ（総和をいう。）	えん麦	0.2 mg／kg
	大麦	0.2 mg／kg
	小麦	0.2 mg／kg
	とうもろこし	0.2 mg／kg
	マイロ	0.2 mg／kg
	ライ麦	0.2 mg／kg
	牧草	0.7 mg／kg

カルバリル	えん麦	10 mg／kg
	大麦	5 mg／kg
	小麦	2 mg／kg
	とうもろこし	0.1 mg／kg
	マイロ	10 mg／kg
	ライ麦	5 mg／kg
	牧草	250 mg／kg
カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミル（総和をいう。）	えん麦	0.6 mg／kg
	大麦	0.6 mg／kg
	小麦	0.6 mg／kg
	とうもろこし	0.7 mg／kg
	マイロ	0.6 mg／kg
	ライ麦	0.6 mg／kg
	牧草	10 mg／kg
カルボフラン	えん麦	0.1 mg／kg
	大麦	0.2 mg／kg
	小麦	0.2 mg／kg
	とうもろこし	0.05 mg／kg
	マイロ	0.1 mg／kg
	ライ麦	0.1 mg／kg
	牧草	13 mg／kg
キャプタン	とうもろこし	10 mg／kg

（様式６）

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（不利益処分関係）

資料番号	３－９	担当課	畜産課

法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	２４－１	不利益処分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令

グリホサート	えん麦	30 mg／kg
	大麦	30 mg／kg
	小麦	30 mg／kg
	大豆	20 mg／kg
	大豆油かす	9 mg／kg
	とうもろこし	5 mg／kg
	マイロ	30 mg／kg
	ライ麦	30 mg／kg
	牧草	500 mg／kg
グルホシネート	大麦	0.5 mg／kg
	小麦	0.2 mg／kg
	とうもろこし	0.1 mg／kg
クロルピリホス	えん麦	0.75 mg／kg
	大麦	0.2 mg／kg
	小麦	0.5 mg／kg
	とうもろこし	0.1 mg／kg
	マイロ	0.75 mg／kg
	ライ麦	0.01 mg／kg
	牧草	13 mg／kg
クロルピリホスメチル	えん麦	10 mg／kg
	大麦	6 mg／kg
	小麦	10 mg／kg
	とうもろこし	7 mg／kg
	マイロ	10 mg／kg
	ライ麦	7 mg／kg

クロルフェンビンホス	小麦	0.05 mg／kg
	とうもろこし	0.05 mg／kg
クロルプロファム	えん麦	0.02 mg／kg
	大麦	0.02 mg／kg
	小麦	0.02 mg／kg
	とうもろこし	0.05 mg／kg
	ライ麦	0.02 mg／kg
ジカンバ	えん麦	3 mg／kg
	大麦	7 mg／kg
	小麦	2 mg／kg
	大豆	10 mg／kg
	大豆油かす	10 mg／kg
	とうもろこし	0.5 mg／kg
	マイロ	4 mg／kg
	ライ麦	0.1 mg／kg
	牧草	200 mg／kg

（様式６）

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（不利益処分関係）

資料番号	３－１０	担当課	畜産課

法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	２４－１	不利益処分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令

ジクロルボス及びナレド（総和をいう。）	えん麦	0.2 mg／kg
	大麦	0.2 mg／kg
	小麦	0.2 mg／kg
	とうもろこし	0.2 mg／kg
	マイロ	0.2 mg／kg
	ライ麦	0.2 mg／kg
	牧草	10 mg／kg
ジクワット	えん麦	2 mg／kg
	大麦	5 mg／kg
	小麦	2 mg／kg
	とうもろこし	0.05 mg／kg
	マイロ	2 mg／kg
	ライ麦	0.03 mg／kg
	牧草	100 mg／kg
シハロトリン	えん麦	0.2 mg／kg
	大麦	0.2 mg／kg
	小麦	0.05 mg／kg
	とうもろこし	0.04 mg／kg
	マイロ	0.2 mg／kg
	ライ麦	0.02 mg／kg
	牧草	0.6 mg／kg

シフルトリン	えん麦	2 mg／kg
	大麦	2 mg／kg
	小麦	0.2 mg／kg
	とうもろこし	0.05 mg／kg
	マイロ	3.5 mg／kg
	ライ麦	2 mg／kg
	牧草	50 mg／kg
シマジン	とうもろこし	0.3 mg／kg
	牧草	9 mg／kg
ジメトエート	えん麦	0.2 mg／kg
	大麦	0.04 mg／kg
	小麦	0.05 mg／kg
	とうもろこし	1 mg／kg
	マイロ	0.2 mg／kg
	ライ麦	0.2 mg／kg
	牧草	2 mg／kg
ダイアジノン	えん麦	0.1 mg／kg
	大麦	0.1 mg／kg
	小麦	0.1 mg／kg
	とうもろこし	0.02 mg／kg
	マイロ	0.1 mg／kg
	ライ麦	0.1 mg／kg
	牧草	10 mg／kg

（様式６）

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（不利益処分関係）

資料番号	３－１１	担当課	畜産課

法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	２４－１	不利益処分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令

チアベンダゾール	えん麦	0.05 mg／kg
	大麦	0.05 mg／kg
	小麦	0.5 mg／kg
	とうもろこし	0.05 mg／kg
	マイロ	0.05 mg／kg
	ライ麦	0.05 mg／kg
	牧草	10 mg／kg
デルタメトリン及びトラロメトリン（総和をいう。）	えん麦	2 mg／kg
	大麦	2 mg／kg
	小麦	2 mg／kg
	とうもろこし	2 mg／kg
	マイロ	2 mg／kg
	ライ麦	2 mg／kg
	牧草	1 mg／kg
テルブホス	えん麦	0.05 mg／kg
	大麦	0.01 mg／kg
	小麦	0.01 mg／kg
	とうもろこし	0.01 mg／kg
	マイロ	0.05 mg／kg
	ライ麦	0.005 mg／kg
	牧草	1 mg／kg

トリシクラゾール	えん麦	0.02 mg／kg
	大麦	0.02 mg／kg
	小麦	0.02 mg／kg
	とうもろこし	0.02 mg／kg
	マイロ	0.02 mg／kg
	ライ麦	0.02 mg／kg
	牧草	5 mg／kg
二臭化エチレン	えん麦	0.01 mg／kg
	大麦	0.01 mg／kg
	小麦	0.1 mg／kg
	とうもろこし	0.01 mg／kg
	マイロ	0.01 mg／kg
	ライ麦	0.01 mg／kg
パラコート	えん麦	0.5 mg／kg
	大麦	0.05 mg／kg
	小麦	1.1 mg／kg
	とうもろこし	0.1 mg／kg
	マイロ	0.05 mg／kg
	ライ麦	0.05 mg／kg
	牧草	5 mg／kg

（様式６）

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（不利益処分関係）

資料番号	３－１２	担当課	畜産課

法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	２４－１	不利益処分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令

パラチオン	えん麦	0.08 mg／kg
	大麦	0.5 mg／kg
	小麦	0.3 mg／kg
	とうもろこし	0.3 mg／kg
	マイロ	0.08 mg／kg
	ライ麦	0.05 mg／kg
	牧草	5 mg／kg
ピペロニルブトキシド	えん麦	24 mg／kg
	大麦	24 mg／kg
	小麦	24 mg／kg
	とうもろこし	24 mg／kg
	マイロ	24 mg／kg
	ライ麦	24 mg／kg
ピリミホスメチル	えん麦	1 mg／kg
	大麦	1 mg／kg
	小麦	1 mg／kg
	とうもろこし	1 mg／kg
	マイロ	1 mg／kg
	ライ麦	1 mg／kg

フィプロニル	えん麦	0.002 mg／kg
	大麦	0.002 mg／kg
	小麦	0.002 mg／kg
	とうもろこし	0.02 mg／kg
	マイロ	0.01 mg／kg
	ライ麦	0.002 mg／kg
フェニトロチオン	えん麦	6 mg／kg
	大麦	6 mg／kg
	小麦	15 mg／kg
	とうもろこし	1 mg／kg
	マイロ	6 mg／kg
	ライ麦	6 mg／kg
	牧草	10 mg／kg
フェノブカルブ	小麦	0.3 mg／kg
フェントエート	えん麦	0.4 mg／kg
	大麦	0.4 mg／kg
	小麦	0.4 mg／kg
	とうもろこし	0.4 mg／kg
	マイロ	0.4 mg／kg
	ライ麦	0.4 mg／kg

（様式６）

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（不利益処分関係）

資料番号	３－１３	担当課	畜産課

法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	２４－１	不利益処分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令

フェンバレレート	牧草	13 mg／kg
フェンプロパトリン	牧草	20 mg／kg
ブロモキシニル	えん麦	0.2 mg／kg
	大麦	0.2 mg／kg
	小麦	0.2 mg／kg
	とうもろこし	0.2 mg／kg
	マイロ	0.2 mg／kg
	ライ麦	0.2 mg／kg
	牧草	0.1 mg／kg
ヘプタクロル	牧草	0.02 mg／kg
ペルメトリン	えん麦	2 mg／kg
	大麦	2 mg／kg
	小麦	2 mg／kg
	とうもろこし	2 mg／kg
	マイロ	2 mg／kg
	ライ麦	2 mg／kg
	牧草	55 mg／kg
ベンタゾン	えん麦	0.2 mg／kg
	大麦	0.2 mg／kg
	小麦	0.2 mg／kg
	とうもろこし	0.2 mg／kg
	マイロ	0.2 mg／kg
	ライ麦	0.2 mg／kg
	牧草	3 mg／kg

ペンディメタリン	えん麦	0.1 mg／kg
	大麦	0.2 mg／kg
	小麦	0.2 mg／kg
	とうもろこし	0.2 mg／kg
	マイロ	0.1 mg／kg
	ライ麦	0.2 mg／kg
	牧草（アルファルファに限る。）	150 mg／kg
	牧草（アルファルファを除く。）	2,000 mg／kg
ホスメット	えん麦	0.05 mg／kg
	大麦	0.05 mg／kg
	小麦	0.05 mg／kg
	とうもろこし	0.05 mg／kg
	マイロ	0.05 mg／kg
	ライ麦	0.05 mg／kg
	牧草	40 mg／kg
ホレート	えん麦	0.05 mg／kg
	大麦	0.05 mg／kg
	小麦	0.05 mg／kg
	とうもろこし	0.05 mg／kg
	マイロ	0.05 mg／kg
	ライ麦	0.05 mg／kg
	牧草	1.5 mg／kg

（様式６）

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（不利益処分関係）

資料番号	３－１４	担当課	畜産課

法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	２４－１	不利益処分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令

マラチオン	えん麦	3 mg／kg
	大麦	2 mg／kg
	小麦	10 mg／kg
	とうもろこし	2 mg／kg
	マイロ	6 mg／kg
	ライ麦	2 mg／kg
	牧草	135 mg／kg
メチダチオン	えん麦	0.2 mg／kg
	大麦	0.02 mg／kg
	小麦	0.02 mg／kg
	とうもろこし	0.1 mg／kg
	マイロ	0.2 mg／kg
	ライ麦	0.02 mg／kg
	牧草	12 mg／kg
メトプレン	えん麦	5 mg／kg
	大麦	5 mg／kg
	小麦	5 mg／kg
	とうもろこし	5 mg／kg
	マイロ	5 mg／kg
	ライ麦	5 mg／kg

備考

１　第２欄における次に掲げる飼料の原料は、それぞれ次に定める部位をいう。

（１）　えん麦、大麦及びマイロ　脱穀した種子
（２）　小麦及びライ麦　玄麦
（３）　大豆　種子
（４）　とうもろこし　外皮、ひげ及びしんを除いた種子
（５）　牧草　茎葉及び脱穀前の種子

２　「牧草」には、乾燥して水分含量を低下させたもの及びサイレージ（牧草（乾燥して水分含量を低下させたものを含む。）をサイロ又は適当な容器に詰め、乳酸発酵させて調製する飼料をいう。）を含む。

３　第２欄に掲げる飼料の原料が牧草である場合において、第１欄に掲げる農薬の成分である物質の当該飼料の原料中の含有量を算出するに当たっては、当該飼料の原料中の水分の含有量が１０％を超えるときは、その超える量を当該飼料の原料の量から除外するものとする。

ソ　次の表の第１欄に掲げる農薬の成分である物質は、同表の第２欄に掲げる家畜等（法第２条第１項に規定する家畜等をいう。以下同じ。）を対象とする飼料にそれぞれ同表の第３欄に定める量を超えて含まれてはならない。

第１欄	第２欄	第３欄
γ―BHC	牛、馬、めん羊、山羊及び鹿	0.4 mg／kg
	豚	0.05 mg／kg
	鶏及びうずら	0.05 mg／kg
BHC（α―BHC、β―BHC、γ―BHC及びδ―BHCの総和をいう。）	牛、馬、めん羊、山羊及び鹿	0.005 mg／kg
	豚	0.005 mg／kg
	鶏及びうずら	0.005 mg／kg

（様式６）

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（不利益処分関係）

資料番号	３－１５	担当課	畜産課

法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	２４－１	不利益処分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令

第１欄	第２欄	第３欄
ＤＤＴ（ＤＤＤ及びＤＤＥを含む。）	牛、馬、めん羊、山羊及び鹿	0.1 mg／kg
	豚	0.1 mg／kg
	鶏及びうずら	0.1 mg／kg
アルドリン及びディルドリン（総和をいう。）	牛、馬、めん羊、山羊及び鹿	0.02 mg／kg
	豚	0.02 mg／kg
	鶏及びうずら	0.02 mg／kg
エンドリン	牛、馬、めん羊、山羊及び鹿	0.01 mg／kg
	豚	0.01 mg／kg
	鶏及びうずら	0.01 mg／kg
フェンバレレート	牛、めん羊、山羊及び鹿	8 mg／kg
	豚	4 mg／kg
	鶏及びうずら	0.5 mg／kg
ヘプタクロル	牛、馬、めん羊、山羊及び鹿	0.02 mg／kg
	豚	0.02 mg／kg
	鶏及びうずら	0.02 mg／kg

タ　ギ酸カルシウムの飼料（飼料を製造するための原料又は材料を除く。）中の含有量は、ギ酸カルシウムとして1.5%以下でなければならない。

チ　二ギ酸カリウムの飼料（飼料を製造するための原料又は材料を除く。）中の含有量は、二ギ酸カリウムとして1.8%以下でなければならない。

ツ　25-ヒドロキシコレカルシフェロールの飼料（飼料を製造するための原料又は材料を除く。以下ツにおいて同じ。）中の含有量は、牛を対象とする飼料にあつては飼料１トン当たり 100mg 以下、豚を対象とする飼料にあつては飼料１トン当たり 50mg 以下、鶏を対象とする飼料にあては飼料１トン当たり 80mg 以下でなければならない。

テ　グアニジノ酢酸の飼料（飼料を製造するための原料又は材料を除く。）中の含有量は、グアニジノ酢酸として0.06%以下でなければならない。

ト　安息香酸の飼料（飼料を製造するための原料又は材料を除く。）中の含有量は、安息香酸として0.5%以下でなければならない。

ナ　３－ニトロオキシプロパノールの飼料（飼料を製造するための原料又は材料を除く。）中の含有量は、３－ニトロオキシプ ロパノールとして0.015%以下でなければならない。

ニ

（ア）　牛を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料は、飼料添加物であるカシューナッツ殻液を含んではならない。

（イ）　牛を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を除く。）中のカシューナッツ殻液の含有量は、カシューナッツ殻液として０．１%以下でなければならない。

（２）　飼料一般の製造の方法の基準

ア　有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある原料又は材料を用いてはならない。

イ　成分について規格が定められた飼料又は飼料添加物を原料又は材料とする場合においては、当該規格に合うもの（法第５条第１項の検定を要するものにあつては、当該検定に合格したものに限る。）を用いなければならない。

ウ　次の表の同一欄内の２以上の飼料添加物は、同一飼料に用いてはならない。

第１欄	アンプロリウム・エトパベート、アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン、サリノマイシンナトリウム、センデュラマイシンナトリウム、ナイカルバジン、ナラシン、ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム
第２欄	クエン酸モランテル
第３欄	亜鉛バシトラシン、アビラマイシン、エンラマイシン、ノシヘプタイド、フラボフォスフォリポール

（様式６）

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（不利益処分関係）

資料番号	３－１６	担当課	畜産課

法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	２４－１	不利益処分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令

エ　ギ酸は、牛、馬、豚、鶏及びうずらを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。

オ　プロピレングリコールは、体重がおおむね３０ｋｇ以内の豚を対象とする飼料及び生後おおむね３月以内の牛を対象とする飼料以外の飼料には用いてはならない。

カ　フマル酸は、体重がおおむね７０ｋｇ以内の豚（種豚育成中のものを除く。）を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。

キ　次の表の左欄に掲げる飼料添加物は、同表の右欄に掲げる対象飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。

飼料添加物名	対象飼料
エンテロコッカス　フェカーリス（クロストリジウム　ブチリカム（その２）製剤及びバチルス　サブチルス（その４）製剤と混合して使用する場合に限る。）	牛用、豚用、鶏用及びうずら用
エンテロコッカス　フェシウム（その１）（ラクトバチルス　アシドフィルス（その１）製剤と混合して使用する場合に限る。）	牛用、鶏用及びうずら用
エンテロコッカス　フェシウム（その２）（ラクトバチルス　アシドフィルス（その６）製剤と混合して使用する場合に限る。）	豚用
エンテロコッカス　フェシウム（その３）	牛用、豚用、鶏用及びうずら用
エンテロコッカス　フェシウム（その４）（ビフィドバクテリウム　サーモフィラム（その２）製剤及びラクトバチルス　アシドフィルス（その５）製剤と混合して使用する場合に限る。）	牛用及び豚用
クロストリジウム　ブチリカム（その１）	牛用、馬用、豚用、鶏用及びうずら用
バチルス　コアグランス	豚用
バチルス　サブチルス（その１）	牛用、馬用、豚用、鶏用及びうずら用
バチルス　サブチルス（その２）	牛用、馬用、豚用、鶏用及びうずら用
バチルス　サブチルス（その３）	牛用、馬用、豚用、鶏用及びうずら用
バチルス　サブチルス（その５）	豚用及び鶏用
バチルス　セレウス	牛用、豚用、鶏用、うずら用及び養殖水産動物用
バチルス　バディウス	豚用
ビフィドバクテリウム　サーモフィラム（その１）（ラクトバチルス　サリバリウス製剤と混合して使用する場合に限る。）	鶏用及びうずら用
ビフィドバクテリウム　サーモフィラム（その３）	牛用及び豚用
ビフィドバクテリウム　サーモフィラム（その４）	牛用
ビフィドバクテリウム　シュードロンガム（その１）	豚用
ビフィドバクテリウム　シュードロンガム（その２）	牛用及び豚用
ラクトバチルス　アシドフィルス（その２）	鶏用及びうずら用
ラクトバチルス　アシドフィルス（その３）	牛用及び馬用

（様式６）

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（不利益処分関係）

		資料番号	３－１７	担当課	畜産課
法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	２４－１	不利益処分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令

ラクトバチルス　アシドフィルス（その４）	豚用
ラクトバチルス　アシドフィルス（その５）	牛用、馬用及び豚用
ラクトバチルス　アシドフィルス（その６）	豚用

ク　（ア）　製造に２以上の原料又は材料を用いる場合には、これらを原料又は材料として製造される飼料が均質なものとなるようにしなければならない。

（イ）　飼料添加物を用いる場合には、当該飼料添加物の効果が阻害されないような製造方法によらなければならない。

ケ　グルコン酸ナトリウムは、体重がおおむね７０ｋｇ以内の豚（種豚育成中のものを除く。）を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。

コ　組換えＤＮＡ技術によつて得られた微生物を利用して飼料を製造する場合は、農林水産大臣が定める基準に適合する旨の農林水産大臣の確認を得た方法で製造しなければならない。

サ　グルコン酸カルシウムは、牛、めん羊、山羊及び鹿（以下「牛等」という。）並びに馬を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。

シ　ギ酸カルシウムは、体重がおおむね７０kg以内の豚（種豚育成中のものを除く。）を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。

ス　二ギ酸カリウムは、体重がおおむね７０kg以内の豚（種豚育成中のものを除く。）を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。

セ　２５-ヒドロキシコレカルシフェロールは、牛、豚及び鶏を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。

ソ　フィターゼ（その２の（３））は、豚及び鶏を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。

タ　Ｌ―カルニチンは、種豚（体重がおおむね１２０kgを超えたものに限る。）を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。

チ　アルカリ性プロテアーゼ（その３）は、豚及び鶏を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。

ツ　グアニジノ酢酸は、ブロイラーを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。

テ　フィターゼ（その２の（４））は、豚、鶏及びうずらを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。

ト　フィターゼ（その２の（５））は、豚、鶏及びうずらを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。

ナ　フィターゼ（その２の（６））は、豚、鶏、うずら、魚類及び甲殻類を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。

ニ　ムラミダーゼは、豚及び鶏を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。

ヌ　安息香酸は、豚を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。

ネ　フィターゼ（その２の（７））は、豚、鶏及びうずらを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。

ノ　３―ニトロオキシプロパノールは、牛を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。

ハ　２―デアミノ―２―ヒドロキシメチオニンイソプロピルエステルは、牛を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。

ヒ　アミラーゼ（その３）は、牛、豚及び鶏を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。

フ　フィターゼ（その２の（８））は、豚、鶏、うずら、魚類及び甲殻類を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。

（様式６）

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（不利益処分関係）

			資料番号	３－１８		担当課	畜産課
法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	２４－１	不利益処分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令		

（３）　飼料一般の使用の方法の基準

ア　有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある飼料は、使用してはならない。

イ

（ア）　表示の基準に基づき対象家畜等（当該飼料を使用することができる家畜等をいう。以下同じ。）が表示されている飼料は、当該対象家畜等以外の家畜等に対し使用してはならない。

（イ）（１）のウの表に掲げる飼料添加物を含む同表の対象飼料は、搾乳中の牛又は産卵中の鶏若しくはうずら並びに食用を目的として屠殺する前７日間の牛（生後おおむね６月を超えた肥育牛を除く。）、豚、鶏又はうずらに使用してはならない。

（ウ）　綿実油かすを原料とする飼料は、養殖水産動物（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令第１条第４号に掲げる動物をいう。）に対し使用してはならない。

ウ　表示の基準に基づき使用上の注意事項が表示されている飼料は、当該使用上の注意事項を遵守して使用しなければならない。

エ　（２）のウの表の同一欄内の２以上の飼料添加物を含む飼料は、使用してはならない。

オ　（２）のウの表の飼料添加物を含む飼料は、当該飼料添加物が掲げられている欄内の他の飼料添加物を含む飼料と併用してはならない。

カ　飼料は、使用後に次に掲げる事項を帳簿に記載して保存するよう努めなければならない。

（ア）　当該飼料を使用した年月日

（イ）　当該飼料を使用した場所

（ウ）　当該飼料を使用した家畜等の種類

（エ）　当該飼料の名称

（オ）　当該飼料の使用量

（カ）　当該飼料を譲り受けた年月日及び相手方の氏名又は名称

（４）　飼料一般の保存の方法の基準

ア　有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある場所に保存し、又は有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある容器若しくは包装材料を用いて保存してはならない。

イ　表示の基準に基づき保存上の注意事項が表示されている飼料は、当該保存上の注意事項を遵守して保存しなければならない。

（５）　飼料一般の表示の基準

ア　輸出用又は試験研究用の飼料には、「輸出用」又は「試験研究用」という文字を表示しなければならない。

イ　飼料（飼料添加物を含むものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

（ア）　飼料の名称

（イ）　製造（輸入）年月

（ウ）　製造（輸入）業者の氏名又は名称及び住所

（エ）　製造事業場の名称及び所在地（輸入に係るものにあつては、輸入先国名）

（オ）　（１）のウに掲げる表、（１）のキの（ア）、ケの（ア）、コの（ア）及びニの（ア）、（２）のエからカまで、（２）のキに掲げる表並びに（２）のケ及びサからフまでに対象とする家畜等が定められている飼料にあつては、対象家畜等

（様式６）

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（不利益処分関係）

			資料番号	３－１９	担当課	畜産課	
法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	２４－１	不利益処分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令		

（カ）　飼料添加物を含む飼料にあつては含有する飼料添加物の名称及び量

（キ）　（３）のイの（イ）に規定する飼料にあつては、（３）のイの（イ）に規定する趣旨

（ク）　サリノマイシンナトリウム、モネンシンナトリウム又はラサロシドナトリウムを含む牛用の肥育期用飼料にあつては、次の文字

使用上の注意

１　生後おおむね６月を超えた肥育牛（搾乳中のものを除く。）以外には使用しないこと（特に馬に給与すると障害を起こしやすいので注意すること。）。

２　新たにこの飼料の給与を開始しようとする場合は、給与量を段階的に増加させていくこと。

（ケ）　サリノマイシンナトリウム又はモネンシンナトリウムを含む牛用の幼令期用飼料にあつては、次の文字

使用上の注意

１　生後おおむね３月を超え６月以内の幼令牛以外には使用しないこと（特に馬に給与すると障害を起こしやすいので注意すること。）。

２　新たにこの飼料の給与を開始しようとする場合は、給与量を段階的に増加させていくこと。

（コ）　モネンシンナトリウムを含む牛用のほ乳期用飼料にあつては、次の文字

使用上の注意

１　生後おおむね３月以内の牛以外には使用しないこと（特に馬に給与すると障害を起こしやすいので注意すること。）。

２　新たにこの飼料の給与を開始しようとする場合は、給与量を段階的に増加させていくこと。

（サ）　ナイカルバジンを含むブロイラー用の前期用飼料にあつては、次の文字

使用上の注意

ふ化後おおむね８週間以内に出荷するブロイラーに使用する場合は、この飼料を給与した場所と異なる場所で、当該ブロイラーを食用を目的としてと殺する前７日間以上飼養すること。

（注）

１　飼料添加物の名称の表示については、法第２条第３項の規定に基づき農林水産大臣が飼料添加物を指定する場合に、当該飼料添加物の名称として用いるものによるものとする。ただし、広く一般に使用されている名称を有する飼料添加物にあつては、その名称をもつてこれに代えることができる。

２　飼料添加物の量の表示については、次による。

１）　（１）のウの表に掲げる飼料添加物については、同表に掲げる単位を用いて表示するものとする。

２）　プロピオン酸、プロピオン酸カルシウム及びプロピオン酸ナトリウム（飼料を製造するための原料又は材料に含有されている場合に限る。）については、プロピオン酸としての含有率を、ギ酸（飼料を製造するための原料又は材料に含有されている場合に限る。）については、ギ酸としての含有率を、フマル酸（飼料を製造するための原料又は材料に含有されている場合に限る。）については、フマル酸としての含有率をそれぞれパーセントで表示するものとする。

３）　エトキシキン、ジブチルヒドロキシトルエン及びブチルヒドロキシアニソール（飼料を製造するための原料又は材料に含有されてる場合に限る。）については、それぞれの有効成分の合計の含有率をパーセントで表示するものとする。

４）　飼料添加物としてのアスタキサンチン（飼料を製造するための原料又は材料に含有されている場合に限る。）については、魚類を対象とする飼料にあつては飼料１トン当たり１００ｇ、甲殻類を対象とする飼料にあつては飼料１トン当たり２００ｇを超えて含有されている場合に限り、含有率をパーセントで表示するものとする。

５）　飼料添加物としてのβ―アポ―８’―カロチン酸エチルエステル（飼料を製造するための原料又は材料に含有されている場合に限る。）については、飼料１トン当たり８０ｇを超えて含有されている場合に限り、含有率をパーセントで表示するものとする。

６）　飼料添加物としてのカンタキサンチン（飼料を製造するための原料又は材料に含有されている場合に限る。）については、鶏を対象とする飼料にあつては飼料１トン当たり８ｇ、さけ科魚類及び甲殻類を対象とする飼料にあつては飼料１トン当たり８０ｇを超えて含有されている場合に限り、含有率をパーセントで表示するものとする。

７）　その他の飼料添加物については、量の表示を要しない。

３　飼料又は飼料添加物の製造者のみに販売する場合には、農林水産大臣の承認を受けて「製造業者専用」の文字を表示し、上記の表示すべき事項の一部を省略することができる。

ウ　表示は、法第３２条第１項の規定に基づく表示の基準に従い行う表示に準じて行うものとする。

（様式６）

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（不利益処分関係）

資料番号	３－２０	担当課	畜産課

法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	２４－１	不利益処分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令

２　動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準

（１）　動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格

家畜等を対象とする飼料は、動物由来たん白質（ほ乳動物由来たん白質（ほ乳動物に由来するたん白質をいい、乳及び乳製品を除く。以下同じ。）、家きん由来たん白質（家きんに由来するたん白質をいい、卵及び卵製品を除く。以下同じ。）又は魚介類由来たん白質（魚介類に由来するたん白質をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を含んではならない。ただし、次の表の第１欄に掲げる家畜等を対象とする飼料は、それぞれ同表の第２欄に掲げる動物由来たん白質を含むことができる。

第１欄	第２欄
牛等	ア　次の（ア）から（オ）までのいずれかに該当するゼラチン又はコラーゲンであつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済ゼラチン等」という。） （ア）　ほ乳動物（反すう動物にあつては、牛、めん羊及び山羊に限る。）の皮に由来するものであること。 （イ）　ほ乳動物（反すう動物を除く。）の骨に由来するものであつて、次の工程の全てを経て処理されたもの又はこれと同等以上の処理がされたものであること。 ａ　脱脂 ｂ　酸による脱灰 ｃ　酸処理又はアルカリ処理 ｄ　ろ過 ｅ　１３８℃以上で４秒間以上の殺菌処理 （ウ）　牛の骨（頭蓋骨及び脊柱（背根神経節を含み、胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。）を除く。）に由来するものであつて、（イ）のａからｅまでに掲げる工程の全てを経て処理されたもの又はこれと同等以上の処理がされたものであること。 （エ）　めん羊又は山羊の骨（頭蓋骨及び脊柱を除く。）に由来するものであつて、（イ）のａからｅまでに掲げる工程の全てを経て処理されたもの又はこれと同等以上の処理がされたものであること。 （オ）　家きん又は魚介類に由来するものであること。
馬、豚、鶏、うずら又は養殖水産動物	ア　確認済ゼラチン等 イ　豚（いのししを含む。以下この表において同じ。）又は馬に由来する血粉又は血しようたん白質であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済豚血粉等」という。） ウ　豚に由来する肉骨粉、加水分解たん白質又は蒸製骨粉であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済豚肉骨粉等」という。） エ　馬に由来する肉骨粉、加水分解たん白質又は蒸製骨粉であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済馬肉骨粉等」という。） オ　豚、馬又は家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白質、蒸製骨粉、血粉又は血しようたん白質であつて、豚、馬又は家きん以外の動物に由来するたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済原料混合肉骨粉等」という。） カ　家きん由来たん白質のうち、チキンミール、フェザーミール、血粉又は血しようたん白質であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済チキンミール等」という。）

（様式６）

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（不利益処分関係）

		資料番号	３－２１	担当課	畜産課
法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	２４－１	不利益処分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令

馬、豚、鶏、うずら又は養殖水産動物	キ　家きん由来たん白質のうち、加水分解たん白質又は蒸製骨粉であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済家きん加水分解たん白質等」という。） ク　魚介類由来たん白質であつて、ほ乳動物由来たん白質及び家きん由来たん白質（確認済ゼラチン等を除く。）の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済魚介類由来たん白質」という。） ケ　牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血粉又は血しようたん白質（月齢が３０月を超える牛（出生の年月日から起算して３０月を経過した日の翌日以後のものをいう。）の脊柱（背根神経節を含み、頚けい椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頚椎棘きよく突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜りよう及び尾椎を除く。以下同じ。）及びと畜場法（昭和２８年法律第１１４号）第１４条の検査を経ていない牛の部位（以下「牛の脊柱等」という。）並びに当該検査を経ていないめん羊又は山羊の部位及びと畜場法施行規則（昭和２８年厚生省令第４４号）別表第一のめん羊又は山羊の部位（以下「めん山羊の部位」という。）が混入していないものに限る。）であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（イ、オ及びカに掲げるものを除く。以下「確認済牛血粉等」という。） コ　牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白質又は蒸製骨粉（牛の脊柱等及びめん山羊の部位が混入していないものに限る。）であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（ウからキまでに掲げるものを除く。以下「確認済牛肉骨粉等」という。）

馬、豚、鶏、うずら又は養殖水産動物	サ　食品循環資源（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成１２年法律第１１６号）第２条第３項に規定する食品循環資源をいう。以下同じ。）に含まれる動物由来たん白質であつて、農林水産大臣が指定するもの
蜜蜂	ア　確認済ゼラチン等 イ　確認済豚血粉等 ウ　確認済チキンミール等 エ　確認済魚介類由来たん白質

（２）　動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の製造の方法の基準

ア　動物由来たん白質は、（１）の表の第１欄に掲げる家畜等を対象として、それぞれ同表の第２欄に掲げる動物由来たん白質が含まれる飼料を用いる場合を除き、家畜等を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に用いてはならない。

イ　牛等を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）は、動物由来たん白質（確認済ゼラチン等を除く。）を含む飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）の製造工程と完全に分離された工程において製造されなければならない。

ウ　確認済牛血粉等又は確認済牛肉骨粉等を含む馬、豚、鶏、うずら又は養殖水産動物を対象とする飼料は、牛等を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）の製造工程と完全に分離していることについて農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されなければならない。

（３）　動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の使用の方法の基準

動物由来たん白質を含む飼料は、（１）の表の第１欄に掲げる家畜等を対象として、それぞれ同表の第２欄に掲げる動物由来たん白質が含まれる飼料を使用する場合を除き、家畜等に対し使用してはならない。

（４）　動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の保存の方法の基準

動物由来たん白質を含む飼料は、（１）の表の第１欄に掲げる家畜等を対象として、それぞれ同表の第２欄に掲げる動物由来たん白質が含まれる飼料を保存する場合を除き、家畜等を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないように保存しなければならない。

（様式６）

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（不利益処分関係）

			資料番号	３－２２	担当課	畜産課	
法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	２４－１	不利益処分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令		

（５）　動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の表示の基準

ア　確認済豚血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済馬肉骨粉等、確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白質等、確認済魚介類由来たん白質、確認済原料混合肉骨粉等、確認済牛血粉等若しくは確認済牛肉骨粉等又はこれらを原料とする飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

（ア）　飼料の名称

（イ）　製造（輸入）年月

（ウ）　製造（輸入）業者の氏名又は名称及び住所

（エ）　製造事業場の名称及び所在地（輸入に係るものにあつては、輸入先国名）

イ　確認済豚血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済馬肉骨粉等、確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白質等、確認済魚介類由来たん白質、確認済原料混合肉骨粉等、確認済牛血粉等若しくは確認済牛肉骨粉等又はこれらを原料とする飼料には、次の文字を表示しなければならない。

使用上及び保存上の注意

１　この飼料は、牛、めん羊、山羊及び鹿には使用しないこと（牛、めん羊、山羊又は鹿に使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。）。

２　この飼料は、牛、めん羊、山羊及び鹿を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。

３　落花生油かす又は落花生油かすを原料とする飼料の成分規格及び使用の方法等の基準

（１）　落花生油かす又は落花生油かすを原料とする飼料の成分規格

ア　落花生油かすのアフラトキシンＢ１の含有量は１ｍｇ／ｋｇを超えてはならない。この場合のアフラトキシンＢ１の定量法は、次に掲げる定量法Ａ又は定量法Ｂによるものとする。

定量法Ａ（省略）

定量法Ｂ（省略）

イ　落花生油かすを原料とすることができる飼料の種類及びその配合割合は、次の表のとおりとする。

飼料の種類	配合割合
鶏用（幼すう用及びブロイラー前期用を除く。）飼料	４％以下
豚用（ほ乳期用を除く。）飼料	４％以下
搾乳牛用飼料	２％以下
牛用（ほ乳期用及び搾乳牛用を除く。）飼料	４％以下

注　搾乳牛とは、生後おおむね１８月を超える搾乳の用に供する牛をいう。４の（１）のイにおいて同じ。

（２）　落花生油かすの使用の方法の基準

落花生油かすのみを単体で使用してはならない。

（３）　落花生油かす又は落花生油かすを原料とする飼料の表示の基準

ア　落花生油かす又は落花生油かすを原料とする飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

（ア）　飼料の名称

（イ）　製造（輸入）年月

（ウ）　製造（輸入）業者の氏名又は名称及び住所

（エ）　製造事業場の名称及び所在地（輸入に係るものにあつては、輸入先国名）

イ　落花生油かすを原料とする飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

（ア）　対象家畜等

（イ）　落花生油かすの配合割合

（様式６）

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

資料番号	３－２３	担当課	畜産課

法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	２４－１	不利益処分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令

４　尿素若しくはジウレイドイソブタン又はこれらを原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準

（１）　尿素及びジウレイドイソブタン並びにこれらを原料とする飼料の成分規格

ア　尿素及びジウレイドイソブタンの成分規格は、次の表のとおりとする。

種類事項	尿素	ジウレイドイソブタン
純度	９７％以上	９３％以上
水分	０．５％以下	２．０％以下
ビウレット	１．０％以下	－
尿素	－	３．０％以下
重金属	１０ｍｇ／ｋｇ以下	１０ｍｇ／ｋｇ以下

この場合の尿素及びジウレイドイソブタンの試験法は、それぞれ次のとおりとする。

○　尿素の試験法（省略）

○　ジウレイドイソブタンの試験法（省略）

イ　尿素又はジウレイドイソブタンを原料とすることができる飼料の種類及びその配合割合は、次の表のとおりとする。

原料	飼料の種類	配合割合
尿素	牛用飼料（生後おおむね６月を超えた牛用飼料に限る。）	２．０％以下
ジウレイドイソブタン	牛用飼料（搾乳牛以外の生後おおむね６月を超えた牛用飼料に限る。）	１．５％以下

（２）　尿素及びジウレイドイソブタン並びにこれらを含む飼料の製造の方法の基準

ア　尿素

アンモニアと二酸化炭素を高温、高圧で反応させて製造する。この場合、その製造工程中に触媒、固結防止剤その他の物を用いてはならない。

イ　ジウレイドイソブタン

尿素とイソブチルアルデヒドを硫酸酸性で反応させて製造する。この場合、その製造工程中に硫酸以外の触媒及び水酸化ナトリウム以外の中和剤を用いてはならない。

製品の粒径は、８４０μｍの網ふるいを通過するものでなければならない。

ウ　尿素又はジウレイドイソブタンを原料とする飼料

尿素及びジウレイドイソブタンは、同一飼料の原料として用いてはならない。

（３）　尿素及びジウレイドイソブタンの使用の方法の基準

尿素及びジウレイドイソブタンは、それぞれ単体で使用してはならない。

（４）　尿素及びジウレイドイソブタンの保存の方法の基準

尿素及びジウレイドイソブタンは、湿気の多い場所に保存してはならない。

（５）　尿素及びジウレイドイソブタン並びにこれらを原料とする飼料の表示の基準

ア　尿素若しくはジウレイドイソブタン又はこれらを原料とする飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

（ア）　飼料の名称

（イ）　製造（輸入）年月

（ウ）　製造（輸入）業者の氏名又は名称及び住所

（エ）　製造事業場の名称及び所在地（輸入に係るものにあつては、輸入先国名）

イ　尿素及びジウレイドイソブタンには、次に掲げる事項を表示しなければならない。

（ア）　「飼料用」という文字

（イ）　純度

ウ　尿素又はジウレイドイソブタンを原料とする飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

（ア）　対象家畜等

（イ）　尿素又はジウレイドイソブタンの配合割合

（ウ）　使用上の注意事項

（エ）　保存上の注意事項

注

１　使用上の注意事項は、次に掲げる文字（尿素を原料とする飼料にあつては１）から４）まで、ジウレイドイソブタンを原料とする飼料にあつては１）から３）まで）を記載すること。

（様式６）

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（不利益処分関係）

			資料番号	３－２４	担当課	畜産課	
法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	２４－１	不利益処分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令		

１）　この飼料と他の飼料を併用する場合は、たん白質が過剰とならないよう配慮すること。

２）　新たにこの飼料を給与する場合は、最低３週間の期間をかけて、給与量を徐々に増加させていくこと。

３）　生粕類と混合してこの飼料を給与すると、尿素が急激に分解され、家畜に生理上の障害をきたすおそれがあるので注意すること。

４）　高泌乳牛に給与する場合は、当該乳牛の特性、健康状態等を勘定し、適量の使用を行うよう特に注意すること。

２　保存上の注意事項は、次に掲げる文字を記載すること。

保存に当たっては、吸湿等による品質の低下をきたさないよう配慮すること。

５　動物性油脂又は動物性油脂を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準

（１）　動物性油脂及び動物性油脂を原料とする飼料の成分規格

ア　動物性油脂（獣畜、鳥類又は魚介類を原料として製造された油脂をいい、魚介類のみを原料としてほ乳動物由来たん白質及び家きん由来たん白質（確認済ゼラチン等を除く。）の製造工程と完全に分離された工程において製造されたものを除く。以下同じ。）の不溶性不純物の含有量は、０．１５％以下でなければならない。この場合の不溶性不純物の試験法は、次のとおりとする。（省略）

イ　ほ乳期子牛等育成用代用乳用配合飼料（ほ乳期子牛等（生後おおむね３月以内の牛、めん羊、山羊及び鹿をいう。）の育成の用に供する配合飼料であつて、脱脂粉乳を主原料とするものをいう。以下同じ。）は、動物性油脂（食用の肉から採取した脂肪のみを原料とするものであつて、不溶性不純物の含有量が０．０２％以下であるもの（以下「特定動物性油脂」という。）を除く。）を含んではならない。

ウ　牛等を対象とする飼料（ほ乳期子牛等育成用代用乳用配合飼料を除く。以下同じ。）は、動物性油脂（牛の脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造された油脂（以下「確認済動物性油脂」という。）であつて反すう動物由来動物性油脂（反すう動物に由来する動物性油脂をいい、特定動物性油脂を除く。以下同じ。）を含まないもの並びに特定動物性油脂を除く。）を含んではならない。

エ　家畜等（牛等を除く。）を対象とする飼料は、動物性油脂（確認済動物性油脂及び特定動物性油脂を除く。）を含んではならない。

（２）　動物性油脂又は動物性油脂を原料とする飼料の製造の方法の基準

ア　動物性油脂（特定動物性油脂を除く。）は、ほ乳期子牛等育成用代用乳用配合飼料（ほ乳期子牛等育成用代用乳用配合飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に用いてはならない。

イ　動物性油脂（確認済動物性油脂であつて反すう動物由来動物性油脂を含まないもの及び特定動物性油脂を除く。）は、牛等を対象とする飼料に用いてはならない。

ウ　動物性油脂（確認済動物性油脂及び特定動物性油脂を除く。）は、家畜等（牛等を除く。）を対象とする飼料に用いてはならない。

（３）　動物性油脂及び動物性油脂を原料とする飼料の使用の方法の基準

ア　動物性油脂（確認済動物性油脂であつて反すう動物由来動物性油脂を含まないもの及び特定動物性油脂を除く。）を含む飼料は、牛等に対し使用してはならない。

イ　動物性油脂（確認済動物性油脂及び特定動物性油脂を除く。）を含む飼料は、家畜等（牛等を除く。）に対し使用してはならない。

（４）　動物性油脂及び動物性油脂を原料とする飼料の保存の方法の基準

ア　動物性油脂（特定動物性油脂を除く。）を含む飼料は、ほ乳期子牛等育成用代用乳用配合飼料（ほ乳期子牛等育成用代用乳用配合飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないように保存しなければならない。

イ　動物性油脂（確認済動物性油脂であつて反すう動物由来動物性油脂を含まないもの及び特定動物性油脂を除く。）を含む飼料は、牛等を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないように保存しなければならない。

ウ　動物性油脂（確認済動物性油脂及び特定動物性油脂を除く。）を含む飼料は、家畜等（牛等を除く。）を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないように保存しなければならない。

（５）　動物性油脂又は動物性油脂を原料とする飼料の表示の基準

ア　動物性油脂又は動物性油脂を原料とする飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

（ア）　飼料の名称

（イ）　製造（輸入）年月

（ウ）　製造（輸入）業者の氏名又は名称及び住所

（エ）　製造事業場の名称及び所在地（輸入に係るものにあつては、輸入先国名）

（様式６）

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（不利益処分関係）

			資料番号	３－２５	担当課	畜産課	
法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	２４－１	不利益処分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令		

イ　動物性油脂又は動物性油脂を原料とする粉末油脂（油脂をカゼイン等でコーティングし、粉末にしたものをいう。）には、動物性油脂中の不溶性不純物の含有量を表示しなければならない。

ウ　確認済動物性油脂を含む飼料には、確認済動物性油脂を含む飼料である旨を表示しなければならない。

エ　確認済動物性油脂（反すう動物由来動物性油脂を含むものに限る。）又は特定動物性油脂を含む飼料には、対象家畜等を表示しなければならない。

オ　確認済動物性油脂（反すう動物由来動物性油脂を含むものに限る。）を含む飼料には、次の文字を表示しなければならない。

使用上及び保存上の注意

１　この飼料は、牛、めん羊、山羊及び鹿には使用しないこと（牛、めん羊、山羊又は鹿に使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。）。

２　この飼料は、牛、めん羊、山羊及び鹿を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。

６　食品循環資源又は食品循環資源を原料若しくは材料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準

（１）　食品循環資源を原料又は材料とする飼料の成分規格

豚を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を除く。以下６において同じ。）は、肉（牛等、豚、いのしし、馬又は家きんに由来するものをいう。以下（１）において同じ。）を扱う事業所等から排出される食品循環資源であつて、肉と接触した可能性があるもの（以下「動物由来食品循環資源」という。）を含んではならない。ただし、次に掲げる動物由来食品循環資源については、この限りでない。

ア　飼料の製造段階で農林水産大臣が定める方法により加熱処理及び製造工程の管理（以下「加熱処理等」という。）が行われたもの（以下「処理済動物由来食品循環資源」という。）

イ　食品の製造段階で農林水産大臣が定める方法により加熱処理等が行われたもの（以下「処理済食品由来動物由来食品循環資源」という。）

ウ　確認済ゼラチン等、確認済豚血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済馬肉骨粉等、確認済原料混合肉骨粉等、確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白質等、確認済牛血粉等及び確認済牛肉骨粉等（以下「確認済動物由来たん白質」と総称する。）

（２）　食品循環資源又は食品循環資源を原料若しくは材料とする飼料の製造の方法の基準

ア　食品循環資源

（ア）　豚を対象とする飼料の原料又は材料となる動物由来食品循環資源（処理済動物由来食品循環資源の製造業者に販売されるものを除く。）は、（１）のアの農林水産大臣が定める方法により加熱処理等を行わなければならない。

（イ）　豚を対象とする飼料の原料又は材料となる動物由来食品循環資源は、動物由来食品循環資源（処理済動物由来食品循環資源、処理済食品由来動物由来食品循環資源及び確認済動物由来たん白質を除く。）の製造工程と完全に分離された工程において製造されなければならない。

イ　食品循環資源を原料又は材料とする飼料

（ア）　動物由来食品循環資源（処理済動物由来食品循環資源、処理済食品由来動物由来食品循環資源及び確認済動物由来たん白質を除く。）は、豚を対象とする飼料に用いてはならない。

（イ）　豚を対象とする飼料は、動物由来食品循環資源（処理済動物由来食品循環資源、処理済食品由来動物由来食品循環資源及び確認済動物由来たん白質を除く。）を原料又は材料とする飼料の製造工程と完全に分離された工程において製造されなければならない。

（３）　食品循環資源を原料又は材料とする飼料の使用の方法の基準

動物由来食品循環資源（処理済動物由来食品循環資源、処理済食品由来動物由来食品循環資源及び確認済動物由来たん白質を除く。）を原料又は材料とする飼料は、豚に対し使用してはならない。

（４）　食品循環資源又は食品循環資源を原料若しくは材料とする飼料の保存の方法の基準

ア　動物由来食品循環資源（処理済動物由来食品循環資源、処理済食品由来動物由来食品循環資源及び確認済動物由来たん白質を除く。）を原料又は材料とする飼料は、豚を対象とする飼料に混入しないように保存しなければならない。

（様式６）

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（不利益処分関係）

			資料番号	３－２６		担当課	畜産課
法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	２４－１	不利益処分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令		

イ　動物由来食品循環資源（処理済動物由来食品循環資源、処理済食品由来動物由来食品循環資源及び確認済動物由来たん白質を除く。）は、処理済動物由来食品循環資源、処理済食品由来動物由来食品循環資源及び確認済動物由来たん白質に混入しないように保存しなければならない。

（５）　食品循環資源又は食品循環資源を原料若しくは材料とする飼料の表示の基準

ア　動物由来食品循環資源を原料又は材料とする飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

（ア）　飼料の名称

（イ）　製造（輸入）年月

（ウ）　製造（輸入）業者の氏名又は名称及び住所

（エ）　製造事業場の名称及び所在地（輸入に係るものにあつては、輸入先国名）

イ　飼料の原料又は材料となる動物由来食品循環資源（処理済動物由来食品循環資源、処理済食品由来動物由来食品循環資源及び確認済動物由来たん白質を除く。）及び動物由来食品循環資源（処理済動物由来食品循環資源、処理済食品由来動物由来食品循環資源及び確認済動物由来たん白質を除く。）を原料又は材料とする飼料には、対象家畜等を表示しなければならない。

別表第２　（第２条関係）

１　飼料添加物一般の通則

（１）　飼料添加物の適否は、各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準（以下「各条」という。）の規定、飼料添加物一般の通則及び飼料添加物一般の試験法（以下「一般試験法」という。）の規定により判定する。ただし、物理的・化学的性質の項の臭い、味、結晶形、溶解性、液性、安定性、吸光度、凝固点、屈折率、旋光度、粘度、比重及び融点は、参考に供したもので、適否の判断基準を示すものではない。なお、飼料添加物の有用性又は安定性を高めるため、各条に規定する製剤に安定剤、滑沢剤、結合剤、湿潤剤、乳化剤、被覆剤、分散剤、崩壊剤、保存剤又は溶解補助剤を用いることができる。

（２）　物質名の次に（　）で分子式を付けたものは、化学的純物質を意味する。

（３）　主な計量の単位については、次の記号を用いる。

メートル	ｍ	センチメートル	ｃｍ
ミリメートル	ｍｍ	マイクロメートル	μｍ
ナノメートル	ｎｍ	平方センチメートル	ｃｍ２
リットル	Ｌ	ミリリットル	ｍＬ
マイクロリットル	μＬ	トン	ｔ（１，０００ｋｇ）
キログラム	ｋｇ	グラム	ｇ
ミリグラム	ｍｇ	マイクログラム	μｇ
キロパスカル	ｋＰａ	モル	ｍｏｌ
マイクロモル	μｍｏｌ	モル毎リットル	ｍｏｌ／Ｌ
セルシウス度	℃		

（４）　質量百分率を示すには、％の記号を用いる。ただし、溶液１００ｍＬ中の物質含量（ｇ）を示すにはｗ／ｖ％、溶液１００ｍＬ中の物質含量（ｍＬ）を示すにはｖ／ｖ％、溶液１００ｇ中の物質含量（ｍＬ）を示すにはｖ／ｗ％の記号を用いる。

（５）　抗生物質及び酵素の量は、抗生物質にあつては当該抗生物質の力価で、酵素にあつては当該酵素の酵素力単位で示す。

（６）　標準温度は２０℃、常温は１５～２５℃、室温は１～３０℃、微温は３０～４０℃とする。冷所は別に規定する場合を除き、１５℃以下の場所とする。冷水は１０℃以下、微温湯は３０～４０℃、温湯は６０～７０℃、熱湯は約１００℃の水とする。水浴上又は水浴中で加熱するとは、別に規定する場合を除き、沸騰した水浴又は約１００℃の蒸気浴を用いて加熱することである。

（様式６）

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（不利益処分関係）

		資料番号	３－２７	担当課	畜産課
法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	２４－１	不利益処分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令

（７）　飼料添加物の試験に用いる水は、別に規定する場合を除き、精製水とする。

（８）　滴数を量るには、２０℃において精製水２０滴を滴下するとき、その質量が０．９０～１．１０ｇとなるような器具を用いる。

（９）　数値を整理して小数点以下ｎ桁とする場合は、（ｎ＋１）桁目の数値を、四捨五入する。

（１０）　原子量は、２００７年国際原子量表によるものとする。分子量は、この表により計算した後、小数点以下２桁までに整理する。

（１１）　減圧は、別に規定する場合を除き、２．０ｋＰａ以下とする。

（１２）　液性を酸性、アルカリ性又は中性として示す場合は、別に規定する場合を除き、リトマス紙を用いて試験する。液性を詳しく示すにはｐＨ値を用いる。

（１３）　溶質名の次に「溶液」と記載し、特にその溶媒名を示さないものは水溶液を示す。

（１４）　溶液の濃度を「(1→3)」、「(1→１０)」、「(1→１００)」等と記載したものは、固体は１ｇ、液体は１ｍＬを溶媒に溶かして全量をそれぞれ３ｍＬ、１０ｍＬ、１００ｍＬ等とした割合を示す。また、混液を「(1：１０)」、「(5：3：1)」等で示したものは、液体の１容量と１０容量の混液、５容量と３容量と１容量の混液等を示す。

（１５）　飼料添加物の試験は、別に規定する場合を除き、常温で行い、操作直後に観察するものとする。ただし、温度の影響のあるものの判定は、標準温度における状態を基準とする。

（１６）　物理的・化学的性質の項において、「白色」と記載したものは白色又はほとんど白色、「無色」と記載したものは無色又はほとんど無色を示すものである。色調を試験するためには、別に規定する場合を除き、固体の飼料添加物にあつては当該飼料添加物１ｇを白紙上又は白紙上に置いた時計皿にとり観察し、液体の飼料添加物にあつては内径１５mmの無色の試験管に入れ白色の背景を用い液層を３０mmとして観察する。液体の飼料添加物の澄明性を試験するには、黒色又は白色の背景を用い、前記の方法を準用する。液体の飼料添加物の蛍光を観察するには、黒色の背景を用い、白色の背景は用いない。

（１７）　物理的・化学的性質の項において、「無臭又はにおいがない」と記載したものは、臭いがない、又はほとんど臭いがないことを示すものである。臭いを試験するためには、別に規定する場合を除き、固体又は液体の飼料添加物は、その１ｇを１００ｍＬのビーカーにとり、行う。

（１８）　物理的・化学的性質の項において、溶解性を示す用語は、次によるものとする。溶解性は、別に規定する場合を除き、飼料添加物を、固形の場合は粉末とした後、溶媒中に入れ、２０±５℃で５分間ごとに強く３０秒間振り混ぜるとき、３０分以内に溶ける度合いをいう。

用語	溶質１ｇ又は１ｍＬを溶かすために要する溶媒量	
極めて溶けやすい		１ｍＬ未満
溶けやすい	１ｍＬ以上	１０ｍＬ未満
やや溶けやすい	１０ｍＬ以上	３０ｍＬ未満
やや溶けにくい	３０ｍＬ以上	１００ｍＬ未満
溶けにくい	１００ｍＬ以上	１，０００ｍＬ未満
極めて溶けにくい	１，０００ｍＬ以上	１０，０００ｍＬ未満
ほとんど溶けない	１０，０００ｍＬ以上	

（１９）　飼料添加物の試験において、飼料添加物が溶媒に溶ける又は混和するとは、澄明に溶ける、又は澄明に混和することをいう。ただし、僅かの繊維又はごみを認めても差し支えない。

（２０）　確認試験は、飼料添加物又は飼料添加物中に含有されている主成分等を確認するために行う試験とする。

（２１）　純度試験は、飼料添加物中の混在物を試験するために行うもので、各条の他の試験項目と共に飼料添加物の純度を規定する試験とし、通例、その混在物の種類及びその量の限度を規定する。この試験の対象となる混在物は、飼料添加物を製造する若しくは保存する間に混在を予想されるもの又は有害な混在物、例えば、重金属、ヒ素等とする。また、異物を用い、又は加えることが予想される場合についても、この試験を行う。

（２２）　「澄明」、「ほとんど澄明」、「僅かに微濁」、「微濁」又は「混濁」と記載したものは、次の基準によるものとする。

濁度標準原液　０．１ｍｏｌ／Ｌ塩酸１４．１ｍＬに水を加えて５０ｍＬとする。この液１ｍＬはＣｌ　１ｍｇを含む。

濁度標準液　濁度標準原液１０ｍＬに水を加えて１，０００ｍＬとする。この液１ｍＬはＣｌ　０．０１ｍｇを含む。

ア　澄明　濁度標準液０．２ｍＬに水を加えて２０ｍＬとし、これに硝酸（1→3）１ｍＬ、２ｗ／ｖ％デキストリン溶液０．２ｍＬ及び２ｗ／ｖ％硝酸銀溶液１ｍＬを加え、１５分間放置したときの濁度以下とする。ただし、浮遊物等の異物の混入をほとんど認めないものでなければならない。

イ　ほとんど澄明　濁度標準液０．５ｍＬに水を加えて２０ｍＬとし、これに硝酸（1→3）１ｍＬ、２ｗ／ｖ％デキストリン溶液０．２ｍＬ及び２ｗ／ｖ％硝酸銀溶液１ｍＬを加え、１５分間放置したときの濁度とする。ただし、浮遊物等の異物の混入をほとんど認めないものでなければならない。

（様式６）

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（不利益処分関係）

			資料番号	３－２８	担当課	畜産課	
法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	２４－１	不利益処分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令		

ウ　僅かに微濁　濁度標準液１．２ｍＬに水を加えて２０ｍＬとし、これに硝酸（１→３）１ｍＬ、２ｗ／ｖ％デキストリン溶液０．２ｍＬ及び２ｗ／ｖ％硝酸銀溶液１ｍＬを加え、１５分間放置したときの濁度とする。

エ　微濁　濁度標準液６ｍＬに水を加えて２０ｍＬとし、これに硝酸（１→３）１ｍＬ、２ｗ／ｖ％デキストリン溶液０．２ｍＬ及び２ｗ／ｖ％硝酸銀溶液１ｍＬを加え、１５分間放置したときの濁度とする。

オ　混濁　濁度標準原液０．３ｍＬに水を加えて２０ｍＬとし、これに硝酸（１→３）１ｍＬ、２ｗ／ｖ％デキストリン溶液０．２ｍＬ及び２ｗ／ｖ％硝酸銀溶液１ｍＬを加え、１５分間放置したときの濁度とする。

（２３）　乾燥又は強熱するときの恒量とは、別に規定する場合を除き、引き続き更に１時間乾燥又は強熱するときの前後の秤量差が、前回に量つた乾燥物又は強熱した残留物の質量の０．１０％以下であることをいう。ただし、化学はかりを用いたときの秤量差が０．５ｍｇ以下の場合、セミミクロ化学はかりを用いたときの秤量差が０．０５ｍｇ以下の場合及びミクロ化学はかりを用いたときの秤量差が０．００５ｍｇ以下の場合は、恒量とみなす。

（２４）　定量法は、飼料添加物の組成、成分の含量又は含有単位等を物理的、化学的又は生物学的方法により測定する試験法である。

（２５）　定量に供する試料又は標準品の採取量に「約」を付けたものは、記載された量の±１０％の範囲をいう。また、試料又は標準品について単に「乾燥し」とあるのは、各条又は標準品の乾燥減量の項と同じ条件で乾燥することとし、試料について単に「強熱し」とあるのは、各条の強熱減量の項と同じ条件で強熱することとする。

（２６）　各条の定量法で得られる成分含量の値について、単にある％以上を示し、その上限を示さない場合は１０１．０％を上限とする。また、含量の項において、例えば、「表示量の９０～１１０％に対応する純品を含む。」と規定してあるのは、化学的純物質又はこれに対応するものを１００％含むように調製し、これを定量するとき、上記の範囲内にあることを示し、また、「表示力価の８５～１２５％を含む。」と規定してあるのは、有効期間中表示力価を保つように調製し、これを定量するとき、上記の範囲内にあることを示す。

（２７）　一般試験法及び各条に規定する試験法に代わる方法で、規定の方法以上の正確さ及び精密さがある場合は、その方法を用いることができる。ただし、その結果について疑いのある場合は、規定の方法で最終の判定を行う。

（２８）　容器とは、飼料添加物を入れるもので、栓、蓋等容器の構成の一部として用いるものも含む。

（２９）　密閉容器とは、日常の取扱い又は通常の保存状態において、固体の異物が混入することを防ぎ、内容飼料添加物が損失しないように保護することができる容器をいう。密閉容器の規定がある場合には、気密容器又は密封容器を用いることができる。

（３０）　気密容器とは、日常の取扱い又は通常の保存状態において、液体若しくは固体の異物又は水分が浸入せず、内容飼料添加物が損失し、風解し、潮解し、又は蒸発しないように保護することができる容器をいう。気密容器の規定がある場合には、密封容器を用いることができる。

（３１）　密封容器とは、日常の取扱い又は通常の保存状態において、気体又は微生物の侵入するおそれのない容器をいう。

（３２）　遮光した容器とは、光の透過を防ぐ容器又は光の透過を防ぐ包装を施した容器をいう。

２　飼料添加物一般の成分規格

組換えＤＮＡ技術により得られた生物を利用して飼料添加物を製造する場合は、当該飼料添加物は、その安全性につき、農林水産大臣の定めるところにより、農林水産大臣の確認を受けたものでなければならない。ただし、当該飼料添加物が安全性の確保に支障がないものとして農林水産大臣が定める基準に適合する場合は、この限りでない。

３　飼料添加物一般の製造の方法の基準

（１）

ア　成分についての規格が定められた飼料添加物を原料とする場合は、当該規格に適合するもの（法第５条第１項の検定を要するものにあつては、当該検定に合格したものに限る。）を用いなければならない。

イ　成分についての規格に適合しない製造用原体を原料とする製剤は、飼料添加物の原料としてはならない。

（２）　別表第１の１の（２）のウの表の同一欄内の２以上の飼料添加物を用いて飼料添加物を製造してはならない。

（３）　２以上の飼料添加物を用いて飼料添加物を製造する場合は、それぞれの飼料添加物の効果が阻害されないようにし、かつ、それぞれの飼料添加物の成分の定量試験、確認試験その他の試験が困難とならないようにしなければならない。

（様式６）

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（不利益処分関係）

			資料番号	３－２９		担当課	畜産課
法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	２４－１	不利益処分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令		

（４）　液状の飼料添加物は、各条に規定されているもの以外は製造してはならない。

（５）　賦形物質、希釈物質その他の飼料添加物の製造に用いる物は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

ア　有害な物質を含まず、若しくは病原微生物により汚染されず、又はこれらの疑いがないこと。

イ　当該飼料添加物の効果を阻害しないこと。

ウ　当該飼料添加物の成分の定量試験、確認試験その他の試験が困難とならないこと。

エ　２以上の飼料添加物を用いて当該飼料添加物を製造する場合は、飼料添加物の各条に規定されているものであること。

（６）賦形物質及び希釈物質（以下「賦形物質等」という。）は、次に掲げる物を用い、その他の飼料添加物の製造に用いる物は、各条に規定されているものであること。ただし、液状の飼料添加物は、各条に規定されているもの以外は使用してはならない。

　アラビアゴム、アルブミン、エチルセルロース、カオリン、カゼイン、活性グルテン、カラゲーナン、カラメル、カルナウバろう、含水二酸化ケイ素、含水無晶形酸化ケイ素、肝臓粉末、寒天、キサンタンガム、キトサン、きな粉、グァーガム、グリセリン、グルコマンナン、グルテン、グルテンミール、ケイ酸、ケイ酸カルシウム、ケイ酸マグネシウム、軽質無水ケイ酸、軽質流動パラフィン、ケイソウ土、硬化油、高級飽和脂肪酸、小麦粉、小麦ミドリング、米ぬか、米ぬか油かす、コーングリッツ、コーングルテンフィード、コーンコブミール、コーンスターチ、シイタケホダ木粉末、ジスチラーズグレイン、ジスチラーズグレインソリュブル、脂肪酸、脂肪酸カルシウム、食塩、植物性油脂、ステアリン酸カルシウム、ゼオライト、ゼラチン、セルロース、ソイビーンミルラン、ソルビトール、脱脂魚粉、脱脂粉乳、炭酸カルシウム、大豆油かす、大豆皮、大豆粉、タマリンド種子多糖類、タルク、炭酸ナトリウム、デキストラン、デキストリン、天然ケイ酸アルミニウム、デンプン、α－デンプン、動物性油脂、トウモロコシ粉、トラカントガム、トルラ酵母、乳糖、濃縮大豆たん白、麦芽糖、白糖、バーミキュライト、パン酵母、ビール酵母、ファーセレラン、ふすま、ブドウ糖、プルラン、ペクチン、変性食用デンプン、ベントナイト、ポテトパルプ、ホワイトフィッシュミール、Ｄ－マンニトール、無水ケイ酸、無水ケイ酸塩類、もみがら、もみがら粉末、リグノスルホン酸カルシウム、リグノスルホン酸ナトリウム、流動パラフィン、リン酸一水素カルシウム、リン酸三カルシウム、リン酸二水素カルシウム、レシチン、ローカストビーンガム

（７）　２以上の原料又は材料を用いる場合には、これらを原料又は材料として製造する飼料添加物が、均質なものとなるようにしなければならない。

（８）　組換えＤＮＡ技術により得られた微生物を利用して飼料添加物を製造する場合は、農林水産大臣が定める基準に適合する旨の農林水産大臣の確認を得た方法で製造しなければならない。

４　飼料添加物一般の保存の方法の基準

（１）　有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある場所に保管してはならない。また、有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある容器若しくは包装材料を用いて保存してはならない。

（２）　表示の基準に基づき保存上の注意事項が表示されている飼料添加物は、当該保存上の注意事項を遵守して保存しなければならない。

５　飼料添加物一般の表示の基準

（１）　輸出用又は試験研究用の飼料添加物には、「輸出用」又は「試験研究用」という文字を表示しなければならない。

（２）　飼料添加物には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

ア　飼料添加物の名称（一般名又は商品名）

イ　「飼料添加物」の文字

ウ　製造番号又は製造記号

エ　製造（輸入）業者又は販売業者の氏名又は名称及び住所

オ　製造事業場の名称及び所在地（輸入に係るものにあつては輸入先国名及び製造業者名）

カ　有効成分名及び含量並びに賦形物質等の名称（ただし、着香料にあつては、有効成分名及び含量の表示を要しない。また、各条に定量法の定められていない飼料添加物（着香料を除く。）の含量にあつては、製造用原体の含有率を質量パーセントで表示するものとする。）

キ　製造（輸入）年月日及び有効期間（ただし、有効期間の表示にあつては、各条において定められているものに限る。）

ク　用いることができる飼料の種類及び量

ケ　保存上の注意事項

注

１　保存上の注意事項には、当該飼料添加物について定められた保存の方法の基準に従い保存するべき旨記載すること。

２　飼料又は飼料添加物の製造業者のみに販売する場合には、農林水産大臣の承認を受けて「製造業者専用」の文字を表示し、上記の表示すべき事項の一部の表示を省略することができる。

（様式６）

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（不利益処分関係）

			資料番号	３－３０		担当課	畜産課
法令名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	根拠条項	２４－１	不利益処分の種類	販売業者に対する飼料の廃棄回収等の措置命令		

（３）　表示は、法第３２条第１項の規定に基づく表示の基準に従い行う表示に準じて行うものとする。

６　飼料添加物一般の試験法（省略）

７　飼料添加物一般の試験法並びに各飼料添加物の成分規格及び製造方法等の基準に用いる標準品、試薬・試液、容量分析用標準液、標準液、色の比較液、計量器・用器、ろ紙、滅菌法及びベルトラン糖類定量表の規定（省略）

８　各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準（省略）